

令和 5 年度 時をかける SAMURAI SPIRITS
九州を初統一した信念の武士「菊池一族」になりきる特別体験コンテンツプロモーション事業業務委託
仕様書

1. 業務名

令和 5 年度 時をかける SAMURAI SPIRITS 九州を初統一した信念の武士「菊池一族」になりきる特別体験コンテンツプロモーション事業業務

2. 委託上限金額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託期間

契約日の翌日から令和 6 年 2 月 16 日

4. 業務趣旨及び目的

本市では阿蘇くじゅう国立公園菊池渓谷等、自然や温泉等の地域資源が織りなす「癒しの里山」を存分に生かし、国内外からの誘客促進に取り組んでいる。本市の訪日外国人宿泊者数は、国際線定期化等による外国人宿泊者数はコロナ前の最多で全体の 25%程度と増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 4 年は 0.4%にまで減少している。一方、2023 年阿蘇くまもと空港新ターミナル開業、2024 年台湾の半導体世界最大手「TSMC」の熊本工場新設により、台湾を中心に更なる誘客が見込まれる。

本事業では、更なる滞在時間の延伸及び消費額の拡大を目指すため、コンテンツの磨き上げ及びプロモーションに取り組み、インバウンドの受入体制整備を図ることを目的とする。

5. 事業内容

市と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の体験コンテンツのプロモーションに係る業務内容を実施すること。なお、実施の内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる協働実施）しても差し支えない。

「勝負運UP！The First SAMURAI 天下無双ツアー」

筑後川合戦の指揮で使われた市指定文化財「軍配扇」の特別拝観、居合道体験で武士の精神性を体感し、甲冑を身にまとい法螺貝を手に、“ここだけでしか体験できない”出陣の儀を味わうツアー。

「The First SAMURAI 文化体験プレミアムツアー」

菊池一族ゆかりの玉祥寺で“あなただけの”オリジナル万句体験と坐禅体験後、人力車で街を巡りながらサムライスイーツを堪能するツアー。さらに、“今だけの”「菊池松囃子」を特別席で鑑賞できる 1 日限定のプレミアムオプションを提供。

「侍の愛した菊池の美食体験ガストロノミーツアー」

美食の源「水」をキーワードに、阿蘇くじゅう国立公園菊池渓谷の散策、農業とエンターテインメントとフィットネスを融合させた新感覚農業体験、菊池一族をイメージした SAMURAI カクテルを堪能するツアー。

(1) プロモーション

外国人を対象としたプロモーション動画を制作し、要件等は下記のとおりとする。

①ターゲット

菊池市観光振興ビジョンに定める訪日外国人旅行者のターゲット

<メインターゲット>

台湾人×ミドル世代×ファミリー（子ども）

<サブターゲット>

香港人×ミドル世代×ファミリー（子ども）

台湾人×ヤング世代×パートナー（夫婦・恋人）

香港人×ヤング仙台×パートナー（夫婦・恋人）

※ミドル世代：34歳～54歳以下、ヤング世代：34歳以下

②撮影内容

- ・菊池市と協議のうえ撮影の行程及び内容を定めるものとする。
- ・観光施設等の撮影を行う際には、施設管理者に対し、撮影の許可取り及び撮影された映像がメディア媒体を通じて広く掲載されることの承諾をとること。

③撮影編集

- ・動画形式は、汎用性の高いフォーマットで制作すること。
- ・動画縦横比は、16：9とすること。
- ・映像規格は、4K（QFHD）サイズ以上とすること。
- ・言語、ナレーション、テロップをつける場合は、日本語・英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語それぞれのテロップで制作すること。

④完成動画

3本（10分、5分及、1分程度）の動画を制作する。

(2) コンテンツの磨き上げ

コンテンツの磨き上げにあたり、助言や指導をいただくアドバイザー（台湾や香港などの訪日外国人旅行者の動向等に精通している者を想定）の招聘について、候補者の提案及び招聘のための連絡調整を行うこと。

(3) モニターツアー

外国人を対象とした菊池市へのモニターツアーを企画・実施する。モニターツアーの要件等は下記のとおりとする。

①実施回数等

・市内宿泊（1泊2日）2回

②ターゲット

菊池市観光振興ビジョンに定める訪日外国人旅行者のターゲット

<メインターゲット>

台湾人×ミドル世代×ファミリー（子ども）

<サブターゲット>

香港人×ミドル世代×ファミリー（子ども）

台湾人×ヤング世代×パートナー（夫婦・恋人）

香港人×ヤング世代×パートナー（夫婦・恋人）

※ミドル世代：34歳～54歳以下、ヤング世代：34歳以下

③ツアー行程

菊池市と協議のうえ決定するものとする。

④モニターツアーの募集、人数等

1回のモニターツアーに参加する人数は2人程度とする。募集の方法については、事業者からの提案とする。

⑤アンケート

参加者にアンケート調査を行い、ターゲットに対する分析を行うこと。アンケートの調査項目については、事業者の提案に基づき市と協議のうえ決定する。

⑥その他

ツアー後、参加モニターには、ツアーの体験記をSNS等で発信するようフォローアップすること。

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたくうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他菊池市が指示する書類

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生

原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

15. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務完了届
- ・業務委託報告書（印刷物及び電子データ） 2 部
- ・動画 DVD 2 部（言語別）及び電子データ
- ・その他関係資料一式

16. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

17. その他

(1) 市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

(2) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。